

初めての外国人スタッフの採用

## Lesson 2: 技術・人文知識・国際業務

専門的技術的な知識や素養を必要とするホワイトカラー職種

### 技術・人文知識・国際業務とは

- 技術・人文知識・国際業務ビザとは、高等教育や一定期間以上の実務経験をもとにした専門的技術的な知識や素養を必要とする職種で働くことのできる在留資格で、日本で外国人正社員を採用する際に選択する最も多い在留資格の1つです。
- この在留資格で就くことのできる職種は、①技術（理系）や人文知識（文系）の分野の「専門知識」を必要とする業務、②「外国人ならでは」の思考や感受性を必要とするような業務が該当し、具体的には、技術エンジニア、マーケティングや金融専門職、翻訳・通訳者などがあげられます。
- 技術・人文知識・国際業務の要件は、①専門的な知識・素養が必要な職種であること、②働こうとする職務に関連する学歴や職歴を有していること、③日本人と同等額以上の給料が支払われること、④会社と外国人の間で雇用契約等の契約が結ばれていること、⑤雇用する会社の経営状態が安定的であること、⑥外国人が法令を遵守し犯罪等を起こしていないこと（素行が良いこと）の6つになります。
- 入管審査では実質的な勤務実態と適合状況が審査されます。

1 専門的な知識等が必要な職種	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術や人文知識の専門的な素養が必要な職種であることまたは</li> <li>● 外国人ならではの思想や感受性の必要な職種であること</li> </ul>
2 職務に関連する学歴・職歴	働こうとする職務に関連する <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内外の大学卒業 または 日本の専門学校を卒業</li> <li>● もしくは、10年以上の実務経験を有すること</li> </ul>
3 給料の水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本人と同等額以上の給料水準であること</li> </ul>
4 雇用契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会社と外国人との間で契約があること（雇用・派遣・請負など）</li> </ul>
5 会社の経営状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会社の経営状態が安定していること（＝安定的にその外国人を雇用できること）</li> </ul>
6 外国人本人に素行が良いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人本人に前科や日本における法令違反等が無いこと</li> </ul>

Continental Immigration & Consulting

村井 将一

代表行政書士兼チーフ・コンサルタント

+81-3 6403-9897

[murai@continental-mmigration.com](mailto:murai@continental-mmigration.com)

[www.continental-mmigration.com](http://www.continental-mmigration.com)

本資料は信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当事務所はその正確性、完全性を保証するものではなく、利用に際してはお客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。巻末に重要な注意事項を記載していますのでご参照ください。

## 就労ビザで最も多い 「技術・人文知識・国際業務」

外国人が日本で働く場合の就労系在留資格（就労ビザ）で最も多いケースが、この技術・人文知識・国際業務の在留資格です。それぞれの頭文字を取って「技・人・国」「技人国ビザ」と呼ぶこともあります。

この技術・人文知識・国際業務の在留資格を一言でいうならば、大学等の高等教育などで得た専門的知識や素養を活かして、所謂ホワイトカラーの職種の仕事で働くといったイメージです。

本稿では、「はじめて外国人を採用する会社や経営者」のために、その要件や注意点などをご解説していきます。

### どのような職種が該当するのか

技術・人文知識・国際業務の在留資格では：①技術（理系）や人文知識（文系）の分野の「専門知識」を必要とする業務、②「外国人ならではの」思考や感受性を必要とするような業務が該当すると法令上定められています。

いわゆる総合職で採用してジョブローテーションで社員を育てて行くことが多い日本企業にとって、何をもって理系や文系の専門知識や外国人ならではの感受性が必要な職種なのか具体的な線引きは難しいところですが、現在の入国管理局の運用からは以下のような職種が該当します。

図表1: 技術・人文知識・国際業務で対象となる職種(例)

技術	人文知識	国際業務
IT系エンジニア	経営企画	通訳・翻訳
機械系技術者	経理・財務	語学教師
電気系技術者	総務・人事	デザイナー
研究開発職	商品企画	海外マーケティング
	金融専門職	海外貿易業務

出所: コンチネンタル国際行政書士事務所作成

一方、入国管理局が例示している不許可事例や実際に不許可となっている事例から、技術や人文知識の専門知識、または、外国人ならではの思考や感受性を必要とするとは認められない（＝技術・人文知識・国際業務には該当しない＝単純労働とみなされる）とされた職種の例は以下の通りです。

図表2: 該当しない職種(例)

業種	職務内容	
ホテル・旅館	客室清掃・荷物の運搬 駐車場の誘導	レストランの配膳
工場・物流	工場でのお弁当製造	商品仕訳け
職人等	漆器塗装	製品の組み立て
事務	電話予約受付&帳簿記帳	
PC関連	簡単なPC部品交換	PCバックアップ作業
接客	コンビニの店長	飲食店の店長

出所: 入国管理局HP・ヒアリング等よりコンチネンタル国際行政書士事務所作成

入国管理局の審査では、形式的な業務内容でなく実質的な業務内容、つまり具体的にその外国人がどのような業務をどのくらいの頻度と量をこなし、実態として専門的技術的な知見が必要なものなのか、外国人としての思考や感受性が必要なものなのかを判断していきます。

特に単純作業とみなされそうな職種においては、専門的な知識などを必要とする職務内容であることと、その業務量を明確に示して立証していかなければなりません。

### 技術・人文知識・国際業務の要件

技術・人文知識・国際業務の在留資格の取得には、以下の大きく6つの要件を満たす必要があります。

1 専門的な知識 等が必要な職種	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術や人文知識の専門的な素養が必要な職務であること または</li> <li>外国人ならではの思想や感受性の必要な職務であること</li> </ul>
2 職務に関連 する学歴・職歴	働こうとする職務に関連する <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の大学卒業 または <u>日本の専門学校を卒業</u></li> <li>もしくは、10年以上の実務経験を有すること</li> </ul>
3 給料の水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本人と同等額以上の給料水準であること</li> </ul>
4 雇用契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社と外国人との間で契約があること (雇用・派遣・請負など)</li> </ul>
5 会社の経営状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社の経営状態が安定していること (=安定的にその外国人を雇用できること)</li> </ul>
6 外国人本人に 素行が良いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人本人に前科や日本における法令違反等が無いこと</li> </ul>

**【要件】**

- ①専門的な知識・素養や外国人ならではの思想や感受性の必要な職種であること
- ②働こうとする職務に関連するが学歴や職歴を有していること
- ③日本人と同等額以上の給料が支払われること
- ④会社と外国人の間で雇用契約等の契約が結ばれていること
- ⑤雇用する会社の経営状態が安定的であること
- ⑥外国人が法令を遵守し犯罪等を起こしていないこと（素行が良いこと）

以下より、それぞれの個別要件を詳しく見ていきます。

**（１）専門的な知識や素養が必要な職種であること**

技術・人文知識・国際業務では、専門的な知識や素養が必要な職種にしか認められていません（＝入国管理局からいわゆる単純労働とみなされる職種では認められません）。なお、これらは形式的なものでなく実質的に判断されます。

**（十分な業務量が必要）**

専門的な知識や素養が必要な職務に対して、十分な業務量が確保されている必要があります。例えば、「商学部で会計学」を専攻した留学生を「経理財務」の職種で採用しようとする場合、経理財務の仕事を「主たる仕事」にできるだけ十分な業務量が確保されていることが必要になります。

例えば、事例を見ると、飲食店のホール係の仕事が全体の8割、会計記帳の仕事が2割では経理財務の仕事に十分な業務量があるとは認められず、入国管理局からの許可はおりません（＝入国管理局からは実態は単純労働で採用するとみなされます）。

**（キャリアプラン）**

なお、行おうとする職種に「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務が含まれる場合であっても、それが入社当初に行われる研修の一環であって、今後「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務を行う上で必ず必要となるものであり、日本人についても入社当初は同様の研修に従事するといった場合には、あらかじめ具体的な研修計画等を提出することにより、技術・人文知識・国際業務の在留資格が認められる場合があります。ただし、例えば、ホテルに就職する場合、研修と称して長期にわたって、専らレストランでの配膳や客室の清掃等のように「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務に従事するといった場合には許容されません（入国管理局ガイドライン）。

**（２）職務に関連する学歴・職歴**

働こうとする職務に関連する以下の学歴または実務経験が必要になります。

図表3: 学歴

対象となる学歴		
大学卒業または同等以上 (日本および海外を含む)	大学院	大学
	短期大学	高等専門学校(高専)
専門学校	日本の専門学校のみ	

出所: 入国管理局HP等よりコンチネンタル国際行政書士事務所作成

### 学歴

#### 大学卒業またはそれと同等以上の教育

国内・海外の大学院・大学・短期大学・高等専門学校(高専)が含まれます。

入国管理局の審査では、学位を取得していること、専攻した内容と職務内容の関連性を大学等の卒業証明書や成績証明書をもとに確認していきます。なお、海外の大学等の中では学位を取得できない学校があるため注意が必要です。

ここで大学等での専攻科目と従事しようとしている業務は関連していれば良いため一致していることまでは求められません(関連性の審査は緩やか)。

#### 専門学校

日本の専門学校(専門士)のみが対象となります

専門学校の卒業者は大学等の卒業者よりも「専門学校での修得科目」と「従事しようとする職務」との関連性を厳しく審査されます(関連性の審査が厳しい)。

### 実務経験

- 技術・人文知識に関連する職務の場合：10年以上の実務経験
- 外国人ならではの思想・感受性に関連する国際業務：3年以上の実務経験  
(大学を卒業した人が翻訳・通訳・語学指導をする場合は実務経験不問)

#### (10年以上の実務経験が必要な場合)

最終学歴が高校卒業の場合など、職務に関係のある大学等または専門学校の卒業をしていない場合には、技術・人文知識に関連する職務の場合には10年以上の実務経験が必要です。この10年間には、大学や高校等でその技術などの専門分野に関連する科目を専攻した期間を含みます。

実務経験の証明は、過去に勤めた会社での在籍証明書などの書類を集めて立証する必要があります。円満退社をしていないなど、それらの書類を集めることができない場合には実務経験が証明できず、在留資格を取ることができなくなる場合があることに注意が必要です。

### （3年以上の実務経験）

また、外国人ならではの思想や感受性が必要とされる国際業務には3年以上の関連する業務についての実務経験が必要です。大学を卒業した人が翻訳・通訳・語学指導をする場合は実務経験不問であることはポイントです。

例えば、美術やスポーツ体育を専攻した大卒者であっても、翻訳や通訳、語学学校の教師であれば実務経験なしで従事することができます。

### （3）給料の水準

外国人の従業員に対して、日本人の従業員と同等額以上の給料を支払っていただければなりません。採用した当初は、日本語能力が低く仕事に必要なコミュニケーションを取ることが難しいなど事情も想定されますが、それを理由に日本人よりも給料を低く設定することは許されません。

大学新卒者であれば、その会社の日本人の大学新卒者と同等として簡単ですが、専門職研究職などでの中途採用の場合、その人の学歴や職歴、ポストの有無によっても異なるため、その会社の給与テーブルや実際の給料が参考とされます。

なお、給料の水準は、賞与（ボーナス）などを含めた1年間従事した場合に受ける報酬を12分の1として計算します。

この場合、報酬とは「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、通勤手当、扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの（課税対象となるものを除きます。）は含みません（入国管理局ガイドライン）。

### （4）会社と外国人の間で雇用契約等の契約があること

「会社と外国人本人との間」で、雇用契約等の「契約」があることが必要です。会社が契約する場合に加えて、個人事業主が外国人を雇用する場合も含まれます。雇用契約の他にも派遣契約や請負契約、業務委託契約など含まれますが、特定の会社等と継続性が見込ませるものでなければなりません。

既に就職が決まっていることの証明として、雇用契約書や内定通知書等を入国管理局へ提出することになります。そこには（3）でみた労働条件等を記載している必要があります。

その場合、在留資格がまだ許可されておらず、働けるかどうかはわかりませんので、「本契約は日本政府による就労可能な在留資格の許可または在留期間の更新を条件として発効する」といった条件をつけておくことが一般的です。

### （5）会社の経営状態

採用しようとする外国人を安定的継続的に雇用するために、採用する会社の経営状態が安定していることが求められます。経営状態については、実際の審査では決算書等を証明資料として提出します。



なお、企業は、その企業規模等に応じて、カテゴリ1から4までに区分されています。カテゴリ1は上場会社、カテゴリ2は人件費を概ね年間1億円以上くらい支払う中堅規模以上の未上場企業、カテゴリ3はそれ以外の中小企業や零細事業者、カテゴリ4が新設会社のイメージです。

図表4: 企業のカテゴリ

カテゴリ1	カテゴリ2	カテゴリ3	カテゴリ4
日本の上場企業 保険会社(相互会社) 日本又は外国の 国・地方公共団体 独立行政法人 特殊法人・認可法人 日本の国・地方公共団 体の公益法人	前年分の給与所得の 源泉徴収票等の法定 調書合計表中、給与 所得の源泉徴収票合 計表の源泉徴収税額 が1,500万円以上ある 団体・個人	前年分の職員の給与 所得の源泉徴収票等 の法定調書合計表が 提出された団体・個人 (カテゴリ2を除く)	左のいずれにも該当し ない団体・個人
上場企業 政府・地方自治体	未上場の大企業 ・中堅企業	中小零細企業	新設する会社など

出所: 入国管理局HP等よりコンチネンタル国際行政書士事務所作成

カテゴリ1と言われる上場会社などでは、会社の経営状態はほとんど問題にはなりません。カテゴリ3の中小企業で、かつ、業績が赤字決算である場合などは、雇用の安定性継続性が見込めない可能性もあるため、審査が厳しくなる傾向があります。その場合、事業計画書を添付して経営状態について追加の説明を行う必要が生じます。

また、新しく立ち上げた新設会社の場合は、決算をまだ行っていないので、事業計画書の提出は必須となります。

#### (6) 外国人の素行が良いこと (前科や法令違反がないこと)

外国人本人の素行が善良であることが前提となります。つまり、本国で重大な犯罪を犯したり、国内で犯罪行為を犯していないこと、法令を遵守していることです。例えば、オーバーステイをしていないか、留学ビザで日本に滞在している留学生では、アルバイトの就労時間制限(週28時間)の遵守には注意が必要です。また、離婚して在留資格が変わった場合などの在留カードの記載事項に係る届出、転職をした場合などに所属する機関等に関する届出などの義務を履行していることが必要です(入国管理局ガイドライン)。

### 不許可事例のケーススタディ

不許可事例を見てみましょう（入国管理局 HP より抜粋）

専修学校（日中通訳翻訳学科）を卒業し、専門士の称号を付与された者から、本邦の漆器製品の製造を業務内容とする企業との契約に基づき、月額12万5千円の報酬を受けて、中国語翻訳・通訳、漆器の塗装補助業務に従事するとして申請があったが、通訳・翻訳業務については、それを主たる活動として行うのに十分な業務量があるとは認められないこと、漆器塗装は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものとは認められず、「人文知識・国際業務」、「技術」のいずれにも当たらないこと、申請人と同時に採用され、同種の業務に従事する新卒の日本人の報酬が月額17万円であることが判明したため、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けているとはいえないことから不許可となったもの。

このケースでは、入国管理局からは、①中国語の翻訳・通訳は業務量が少なく翻訳通訳は主たる業務と認められないこと、②漆器塗装補助は専門的な技術や知識を活かしたものと認められないこと（＝申請した漆器塗装補助の業務は単純労働とみなす）、③そもそも日本人従業員よりも大きく給料も低い、といった典型的な不許可事例です。

もしもこのケースで、1) 日本でMBAを取得した中国人留学生に漆器製造の老舗業者が、製品の中国への輸出拡大のための海外マーケティング業務及び営業を、2) 日本人と同等以上の報酬を支払って、申請する場合には許可される可能性が高いかと思われます。もちろん、後付けの理由でなく業務実態を伴っていることが前提です。

イメージはつかめましたでしょうか。もしも、ご不明な点がありましたら、巻頭の連絡先まで遠慮なくご照会ください。

次回 Lesson3: では調理人の採用などで必要な技能ビザの要件について見ていきます。



## ディスクレームー

本書に記載されている情報は、情報提供のみを目的として作成されたものです。お客さまにおかれましては、ご提案をさせていただいているお取引その他に関する決定、契約、確約その他行為に関する最終的なご判断をなさる際に決して本書に依拠されることのないように、また、本書をご使用なさらぬようお願いいたします。お客さま、その役員、従業員、代理人及び関係会社は、本書及び本書に関連して口頭で提供された情報を守秘するものとし、コンチネンタル国際行政書士事務所（以下「当事務所」といいます）の事前の書面による同意がある場合を除き、その全体であると一部であるとを問わず、第三者に対してこれを伝達もしくは開示すること、これを複製もしくは配布することやこれを公表することはできません。本書の受領者が本書の対象とする受取人でない場合には、すべての写しを直ちに削除及び破棄するようお願いいたします。

本書に記載されている情報は一定の仮定に基づき、一般に公表された情報ならびに受領者及び第三者から当事務所に対して提供された情報に依拠して作成されています。当事務所及びその関係会社、当事務所またはその関係会社それぞれの役員、従業員及び代理人は、本書に関連して口頭で提供された情報または作成されたデータの正確性または完全性について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切表明及び保証は行わず、当該情報に関連して一切責任、義務または負担は追いません。本書に記載されている見解または条件は予備的なものであり、本書の日付時点で有効である経済、市場及びその他の状況に基づくものであり、変更される可能性があります。当事務所は本書に記載されている情報を更新する義務または責任を負いません。過去の実績が必ずしも将来の実績を保証または示唆するものとは限りません。

Copyright 2018 Continental Immigration & Consulting All right reserved.

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-16-6 BIZMARKS 赤坂  
コンチネンタル国際行政書士事務所